

## 配布資料集

- 資料 1 平成 28 年堺市感染症発生動向調査事業報告
  - 資料 1-1 平成 28 年全数把握感染症（一類～五類及び指定感染症）の報告数
  - 資料 1-2 平成 28 年堺市感染症発生動向調査疾患別・週別の報告数
  - 資料 1-3 5 年間の感染症発生動向調査の比較グラフ
  - 資料 1-4 平成 28 年堺市感染症発生動向調査疾患別・月別の報告数
- 資料 2 平成 28 年感染症法改正の概要
- 資料 3 今後の法改正予定議題についての情報提供
  - 資料 3-1 百日咳に係る届出基準等の改正について（案）
  - 資料 3-2 風しんの排除認定に向けた取り組み
- 資料 4 堺市感染症情報の還元について
  
- 参考資料 1 堺市感染症発生動向調査事業実施要綱
- 参考資料 2 堺市感染症発生動向調査委員会規則

堺市衛生研究所  
（堺市感染症情報センター）

平成28年全数把握感染症（一類～五類及び指定感染症）の報告数

感染症類型	疾患名	堺市		大阪府 (H28)	全国 (H28)
		H27	H28		
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱				
二類感染症	急性灰白髄炎				
	結核*	237	231	1,627	24,662
	ジフテリア				
	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）				
	中東呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）				
	鳥インフルエンザ（H5N1）				
	鳥インフルエンザ（H7N9）				
三類感染症	コレラ			1	10
	細菌性赤痢	1		4	121
	腸管出血性大腸菌感染症	56	18	233	3,645
	腸チフス		1	2	52
	パラチフス			2	20
四類感染症	E型肝炎			7	356
	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）				
	A型肝炎	1		23	271
	エキノコックス症				22
	黄熱				
	オウム病				6
	オムスク出血熱				
	回帰熱				7
	キャサナル森林病				
	Q熱				
	狂犬病				
	コクシジオイデス症				3
	サル痘				
	ジカウイルス感染症			1	12
	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）				60
	腎症候性出血熱				
	西部ウマ脳炎				
	ダニ媒介脳炎				1
	炭疽				
	チクングニア熱			1	13
	つつが虫病			1	505
	デング熱	1		35	339
	東部ウマ脳炎				
	鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）				
	ニパウイルス感染症				
	日本紅斑熱	1		5	276
	日本脳炎				11
	ハンタウイルス肺症候群				
	Bウイルス病				
	鼻疽				
	ブルセラ症				2
	ベネズエラウマ脳炎				
ヘンドラウイルス感染症					
発しんチフス					
ボツリヌス症				5	
マラリア			3	54	
野兔病					
ライム病				8	
リッサウイルス感染症					
リフトバレー熱					
類鼻疽					
レジオネラ症	7	4	79	1,602	
レプトスピラ症			1	76	
ロッキー山紅斑熱					

感染症類型	疾患名	堺市		大阪府 (H28)	全国 (H28)
		H27	H28		
五類感染症	アメーバ赤痢	14	13	114	1,150
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	2		25	276
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	12	23	138	1,570
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）		3	48	764
	クリプトスポリジウム症			1	14
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	1	11	175
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	3	26	497
	後天性免疫不全症候群	8	14	192	1,442
	ジアルジア症			6	71
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	7	3	27	312
	侵襲性髄膜炎菌感染症		1	3	43
	侵襲性肺炎球菌感染症	28	13	203	2,736
	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	1	2	28	318
	先天性風しん症候群				
	梅毒	17	20	591	4,559
	播種性クリプトコックス症	2		9	137
	破傷風		1	5	129
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症				
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症			12	63
	風しん	2		13	126
麻しん			51	165	
薬剤耐性アシネトバクター感染症			2	33	
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ				

(NESID（感染症サーベイランスシステム）にて7/19集計)

\*NESID確定前報告数

厚生労働省健康局結核感染症課確定数は

- ・堺市（H27）：185，（H28）：163
- ・大阪府（H28）：1,945
- ・全国（H28）：17,625

（公益財団法人結核予防会結核研究所疫学情報センター <http://www.jata.or.jp/rit/ekigaku/> より転載）

平成28年堺市感染症発生動向調査疾患別・週別の報告数

資料 1 - 2

(定点把握感染症(性感染症を除く))

定点	疾患別 / 週別	1週	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	インフルエンザ (28)(16週より29)	37	55	205	430	804	1135	1187	1323	1142	760	442	265	196	133	57	35	14	7	2	
小児科	RSウイルス感染症	19	9	6	5	8	6	6	5	5	3	2	2	0	2	3	2	2	1	1	
	咽頭結膜熱	6	3	9	1	1	3	1	4	0	1	1	2	1	3	3	4	4	2	4	
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	21	17	26	32	30	31	41	27	24	28	22	12	13	16	26	31	35	22	25	
	感染性胃腸炎	69	67	69	39	48	39	41	51	45	64	58	42	61	58	82	72	93	53	76	
	水痘	21	9	5	4	4	8	6	10	5	3	1	4	1	6	3	3	3	2	0	
	手足口病	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	
	伝染性紅斑	6	7	5	3	3	7	2	10	1	1	4	3	2	2	0	2	1	8	4	
	突発性発しん	5	4	8	8	2	2	5	3	4	2	3	2	3	2	4	4	3	4	2	
	百日咳	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4	4	6	
	流行性耳下腺炎	13	9	3	13	4	11	5	11	11	11	7	2	4	3	10	5	4	7	9	
	眼科(5)	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
		流行性角結膜炎	2	5	3	3	1	4	0	1	0	1	0	2	0	3	1	6	6	5	19
基幹	細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
	マイコプラズマ肺炎	6	5	7	4	3	4	3	3	2	2	4	2	6	2	3	6	6	3	2	
	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	2	1	0	0	1	2	3	5	11	5	5	5	5	6	3	7	9	5	5	

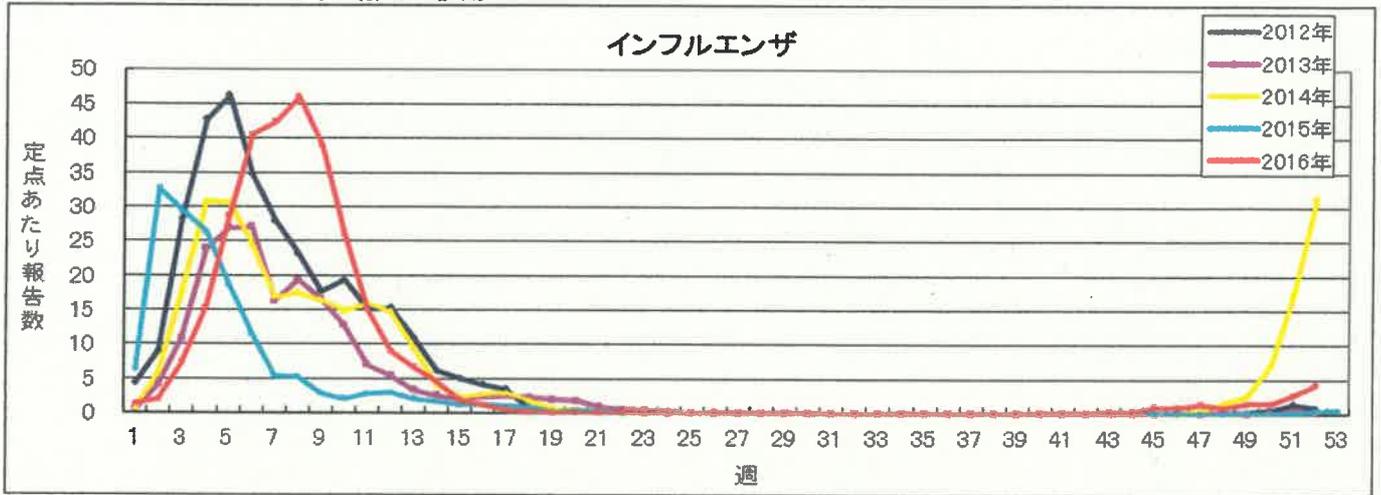
定点	疾患別 / 週別	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
	インフルエンザ	4	0	3	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	
小児科	RSウイルス感染症	3	2	1	0	0	2	0	1	0	1	3	6	6	2	3	7	12	17	19	
	咽頭結膜熱	8	8	8	7	8	8	6	4	4	5	8	5	1	6	5	4	4	3	8	
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	44	30	47	45	43	35	22	21	22	14	19	19	18	15	13	11	22	24	15	
	感染性胃腸炎	63	57	61	92	71	52	46	31	24	31	37	30	23	27	40	37	33	30	24	
	水痘	5	9	8	6	5	5	5	2	10	6	4	4	2	3	2	3	1	2	1	
	手足口病	3	1	1	5	5	3	7	4	5	1	2	3	0	2	4	5	9	5	7	
	伝染性紅斑	1	3	1	0	4	5	1	4	2	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	
	突発性発しん	6	2	7	2	10	0	4	5	3	7	5	14	4	6	8	7	8	7	5	
	百日咳	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
	ヘルパンギーナ	27	16	28	35	47	74	92	81	75	29	27	25	14	16	15	15	15	18	7	
	流行性耳下腺炎	12	21	22	20	22	20	22	30	29	26	34	18	19	22	17	23	14	23	17	
	眼科	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
		流行性角結膜炎	7	6	2	2	3	6	2	1	0	1	3	1	1	2	2	5	6	1	3
基幹	細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無菌性髄膜炎	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	
	マイコプラズマ肺炎	0	0	5	4	0	3	5	5	4	3	3	9	3	7	9	5	4	5	4	
	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	

定点	疾患別 / 週別	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	H28合計	H27合計	H26合計	
	インフルエンザ	1	1	4	1	9	8	26	27	42	24	44	43	80	125	8678	4390	8180	
小児科	RSウイルス感染症	29	45	48	48	41	25	32	15	21	15	17	11	11	5	535	627	521	
	咽頭結膜熱	3	10	8	4	2	3	8	8	7	10	6	9	8	6	255	212	324	
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	15	16	9	18	17	20	26	13	21	17	23	25	13	13	1204	2157	2434	
	感染性胃腸炎	19	33	31	42	35	44	62	137	142	229	252	269	195	94	3520	3041	3452	
	水痘	3	4	2	2	5	3	4	4	3	5	11	5	6	6	244	388	738	
	手足口病	4	8	9	7	3	4	3	8	5	5	2	0	1	1	138	1745	152	
	伝染性紅斑	0	0	0	0	0	1	0	2	1	2	0	0	3	0	106	544	42	
	突発性発しん	7	8	3	2	2	2	5	5	6	9	1	6	3	3	242	277	291	
	百日咳	1	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14	12	3	
	ヘルパンギーナ	6	9	3	3	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	697	343	445	
	流行性耳下腺炎	26	24	34	28	31	30	22	29	20	28	8	22	20	9	884	135	71	
	眼科	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	2	2
		流行性角結膜炎	9	4	2	2	1	3	3	1	1	0	1	1	2	2	148	114	92
基幹	細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7	8	
	無菌性髄膜炎	0	0	2	2	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	19	12	8	
	マイコプラズマ肺炎	7	5	2	15	5	9	5	8	2	5	3	1	3	4	225	95	36	
	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	4	
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	28	19	

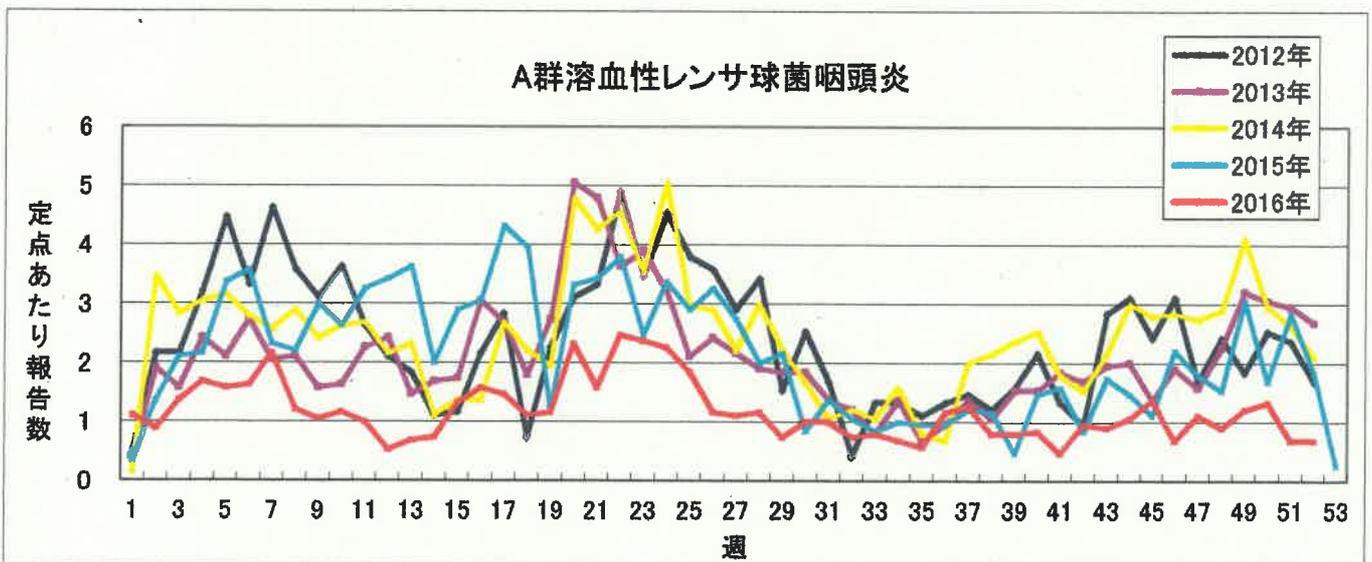
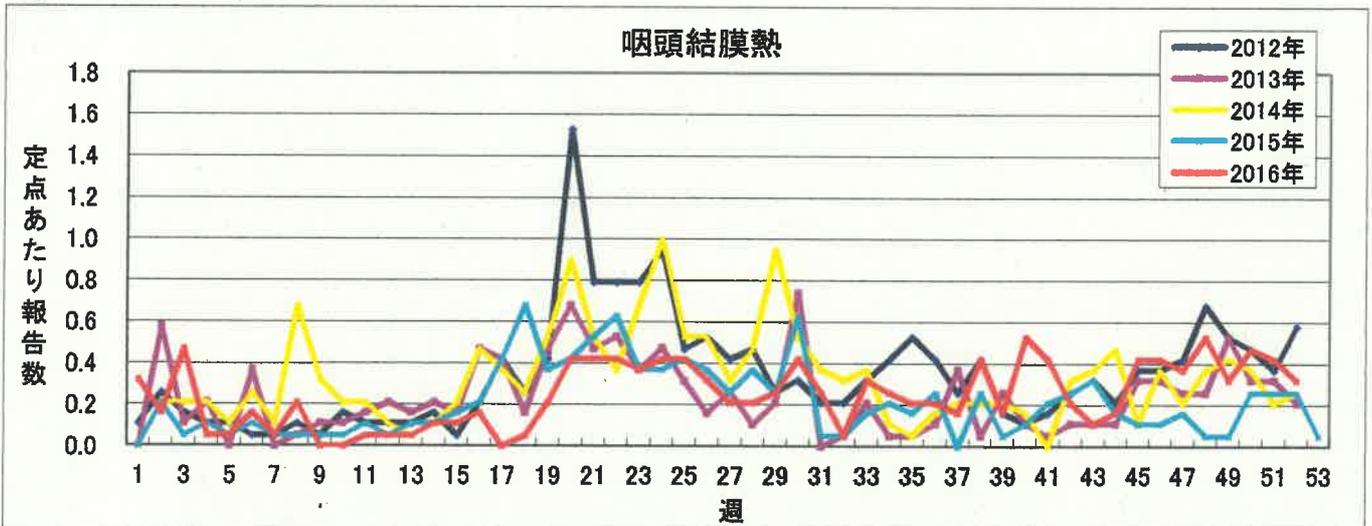
# 5年間(2012年(H24)～2016年(H28))の 感染症発生動向調査の比較グラフ

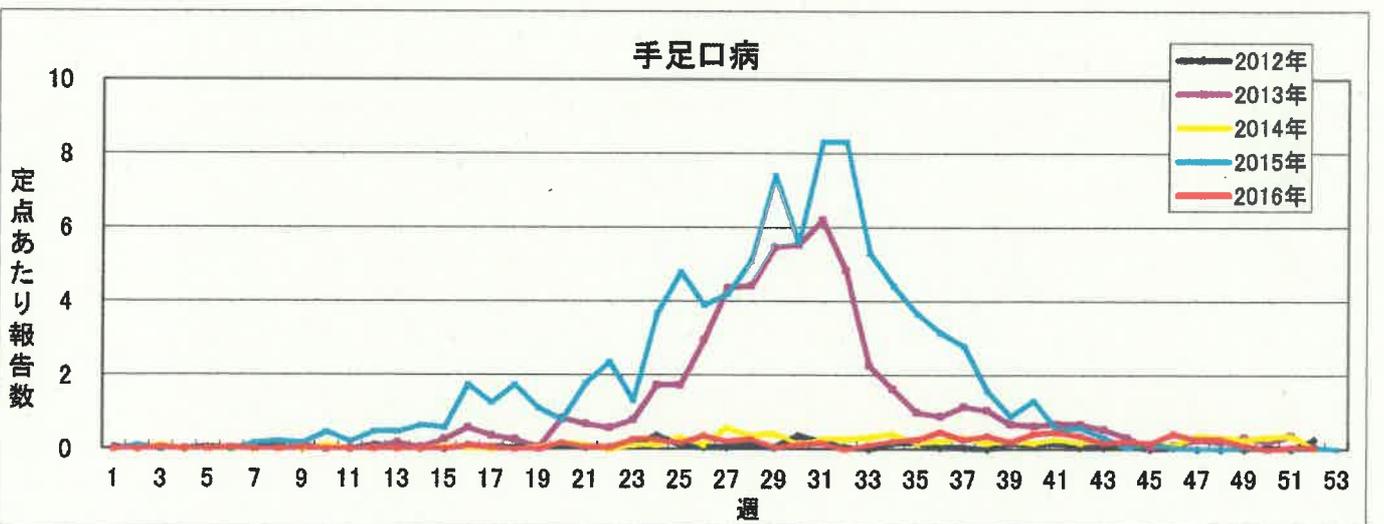
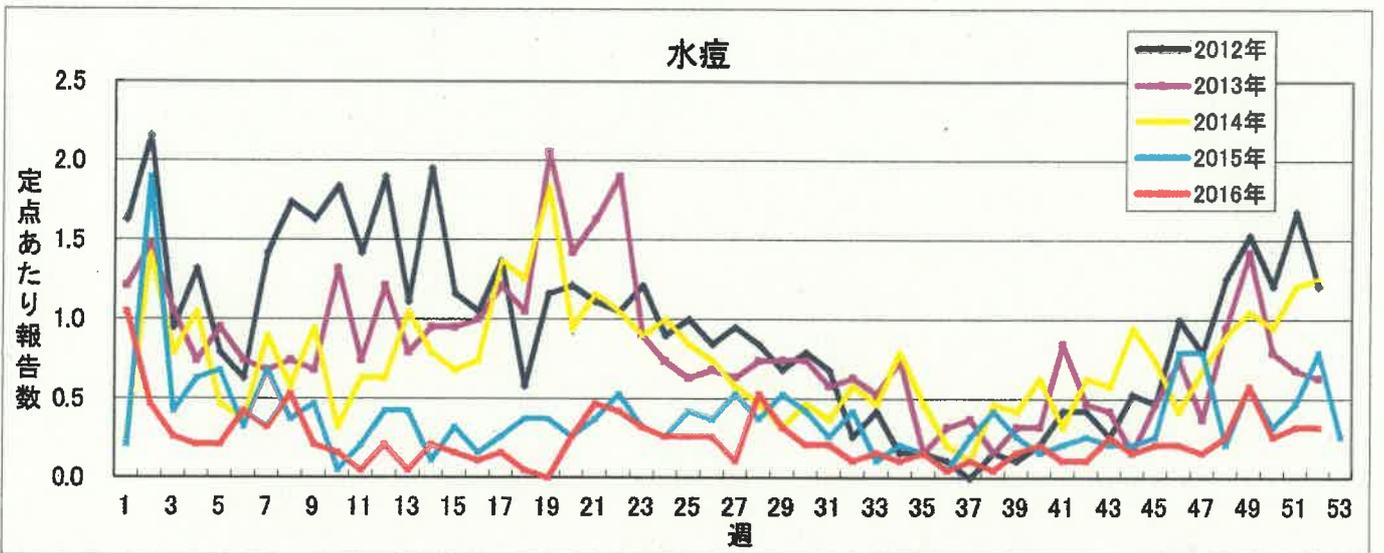
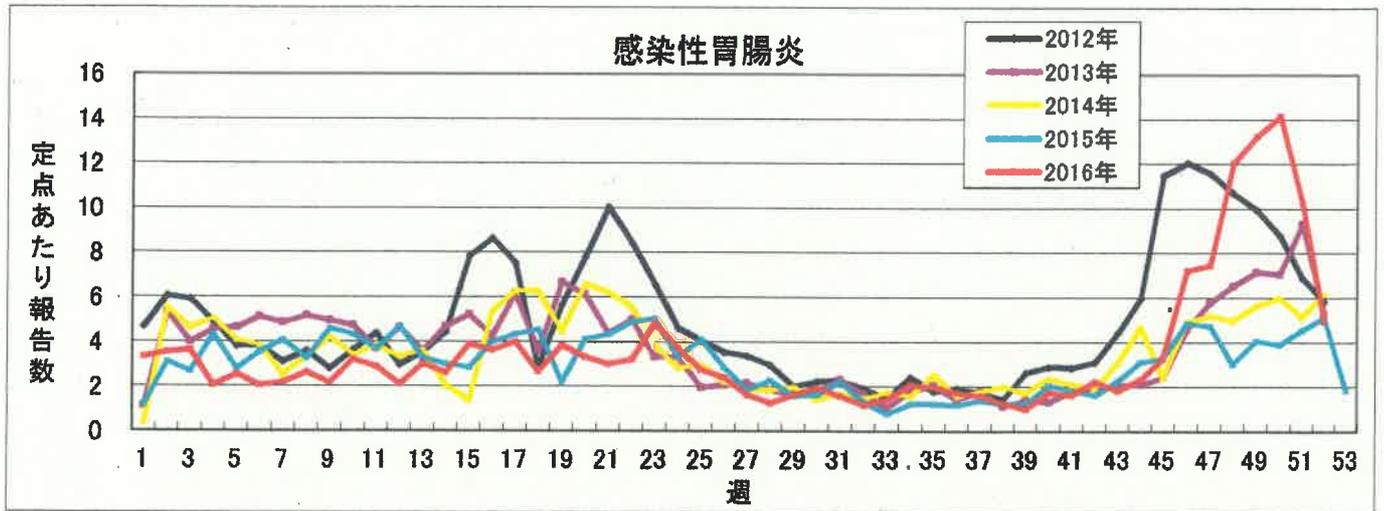
資料 1 - 3

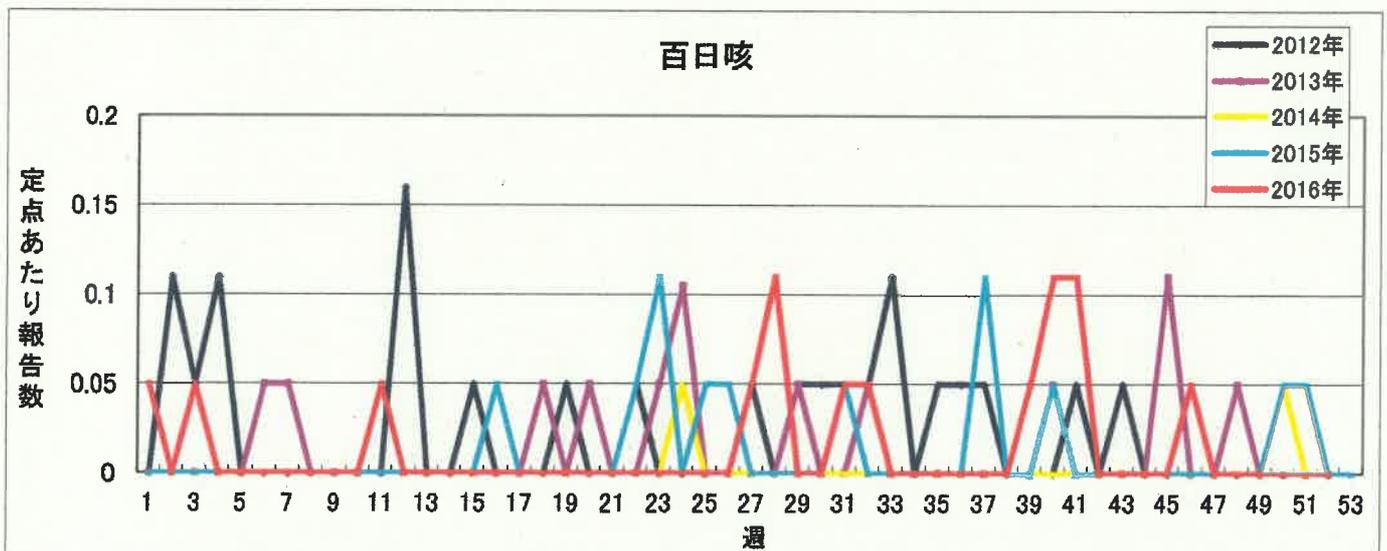
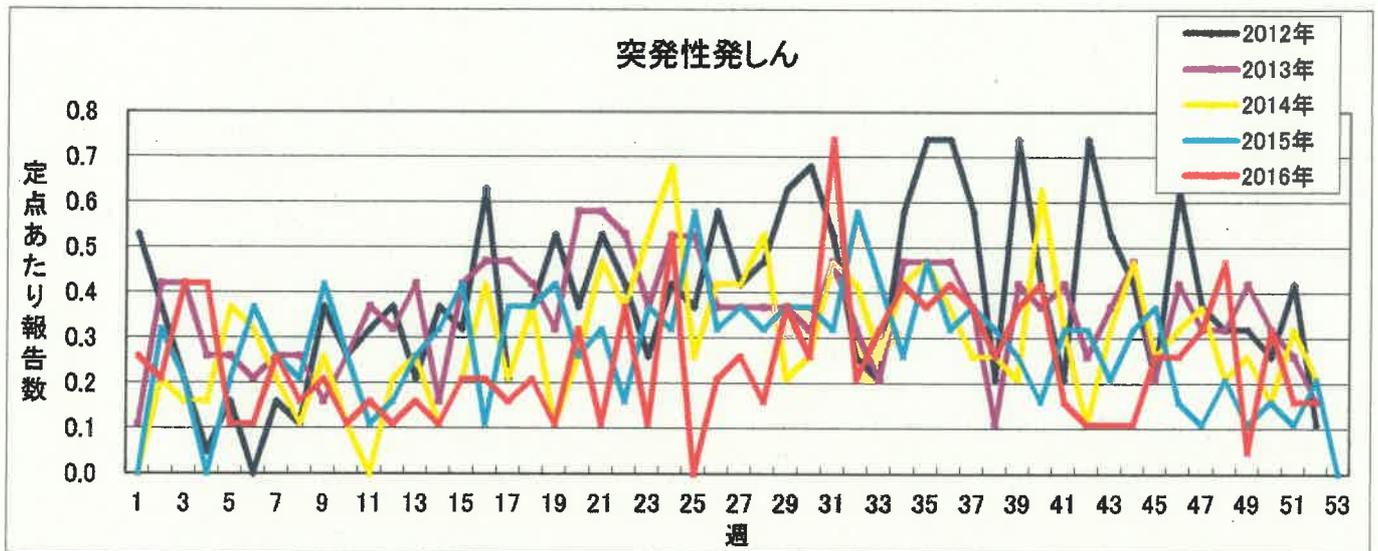
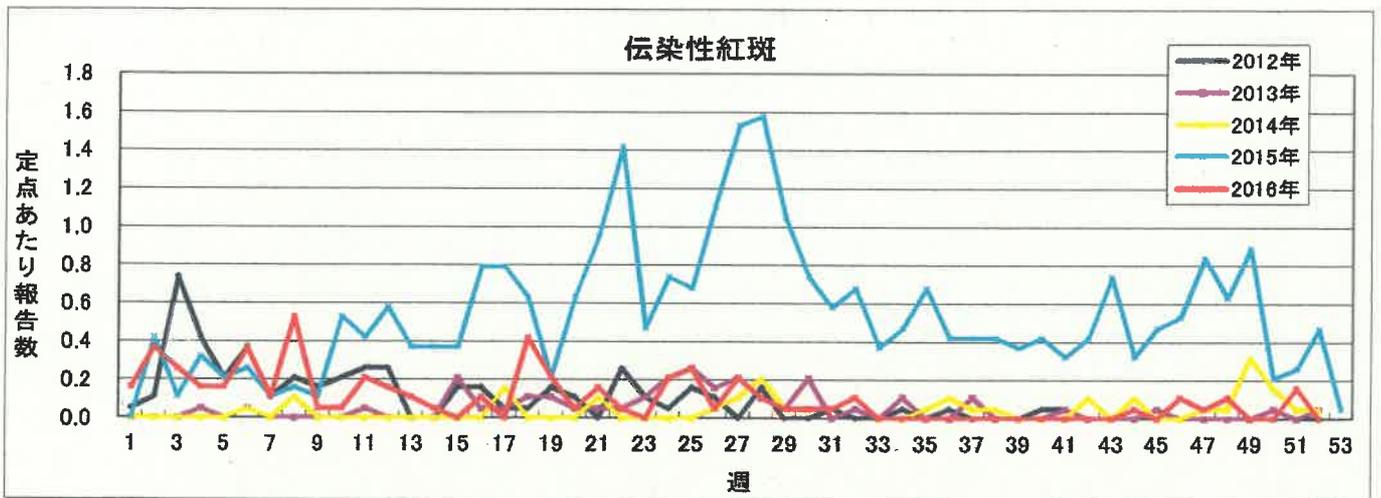
## ● インフルエンザ定点の状況

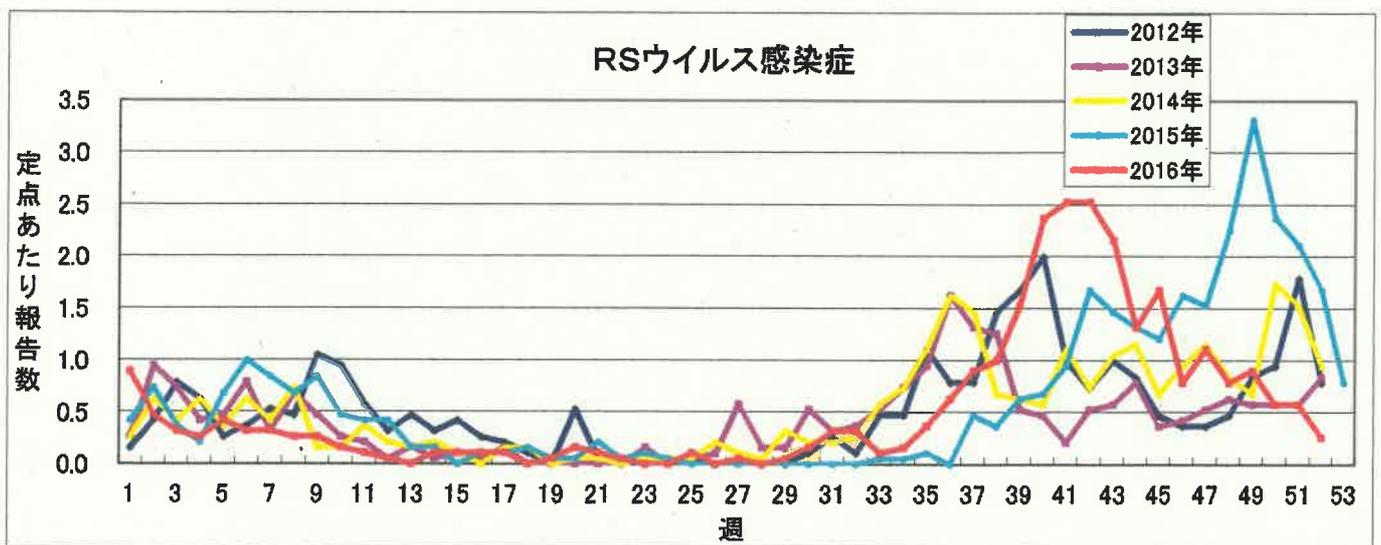
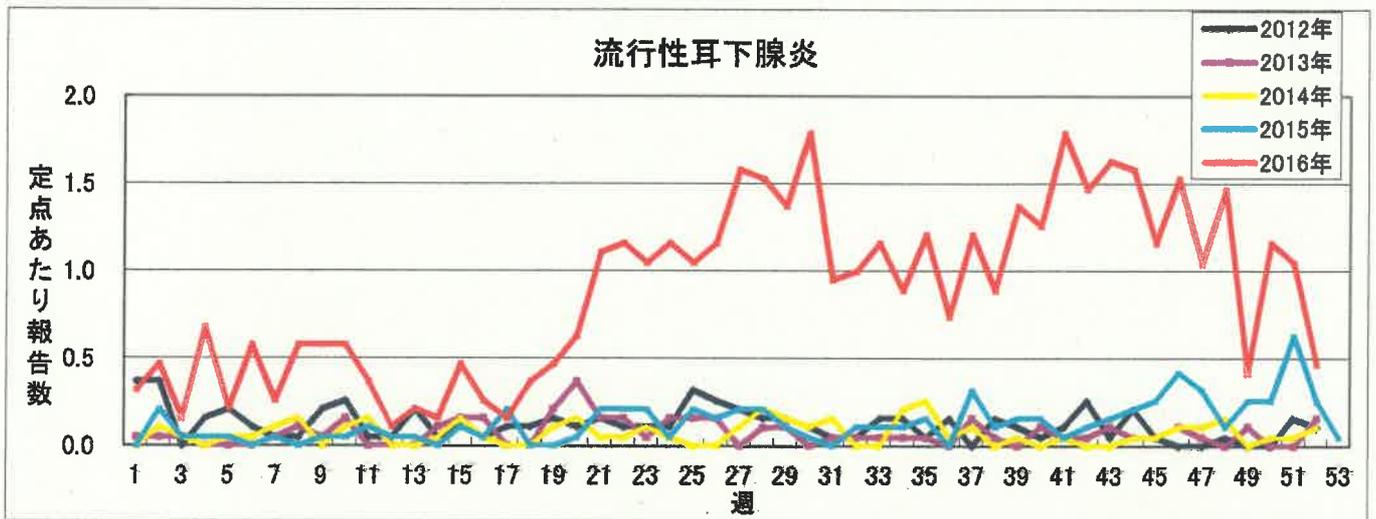
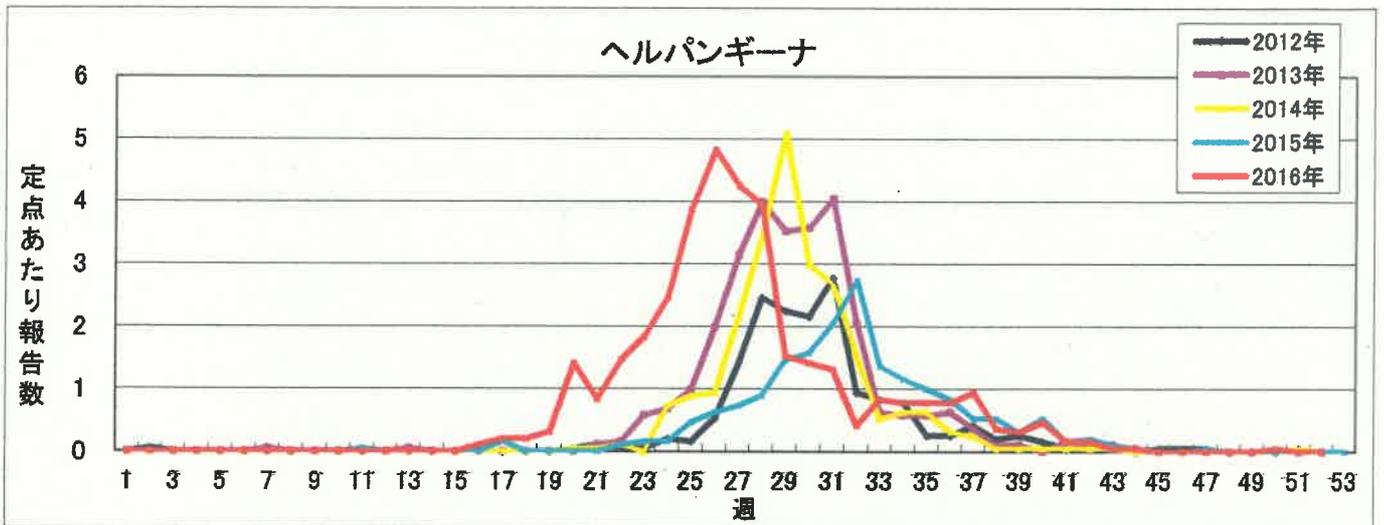


## ● 小児科定点の状況







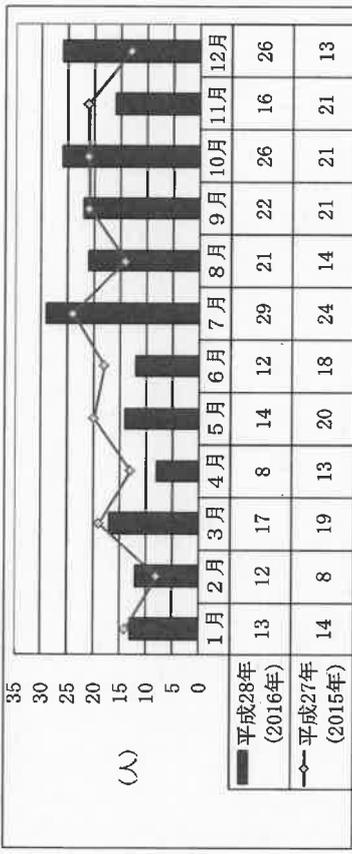




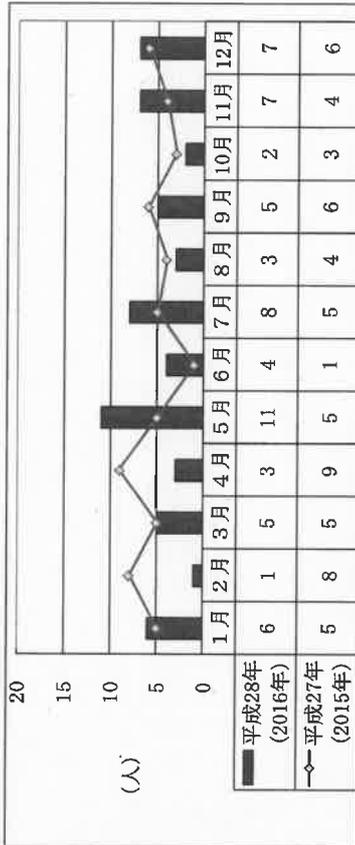
平成28年堺市感染症発生動向調査疾患別・月別の報告数

平成28年	月別状況 (定点把握感染症(性感染症))												H27合計		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
性器クラミジア感染症	男	10	11	13	7	12	10	17	18	20	11	22	169	113%	149
	女	3	1	4	1	2	2	12	2	2	8	4	47	82%	57
	計	13	12	17	8	14	12	29	21	22	26	16	216	105%	206
性器ヘルペス感染症	男	1	5	3	2	2	6	3	4	6	6	9	52	141%	37
	女	2	0	2	3	0	1	2	1	2	2	4	20	77%	26
	計	3	5	5	5	2	7	5	5	8	8	13	72	114%	63
尖圭コンジローマ	男	6	1	4	3	7	3	6	1	3	2	6	46	131%	35
	女	0	0	1	0	4	1	2	2	2	0	1	16	62%	26
	計	6	1	5	3	11	4	8	3	5	2	7	62	102%	61
淋菌感染症	男	12	5	7	6	9	9	7	9	16	17	13	119	112%	106
	女	1	0	0	0	0	1	0	2	2	0	2	9	53%	17
	計	13	5	7	6	9	10	7	11	18	17	14	128	104%	123
合計	35	23	34	22	36	33	49	40	53	51	42	60	478	106%	453

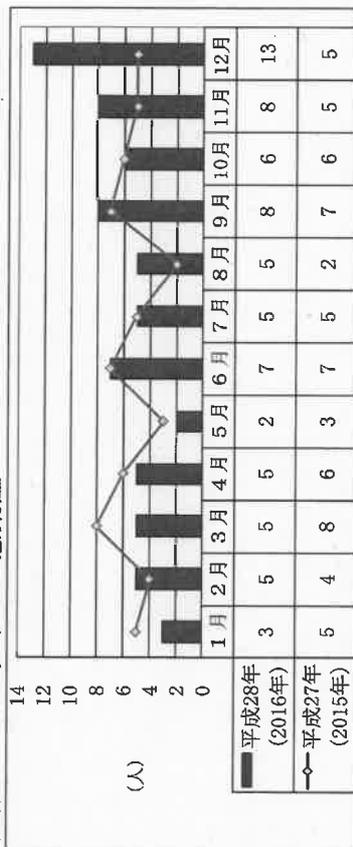
性器クラミジア感染症



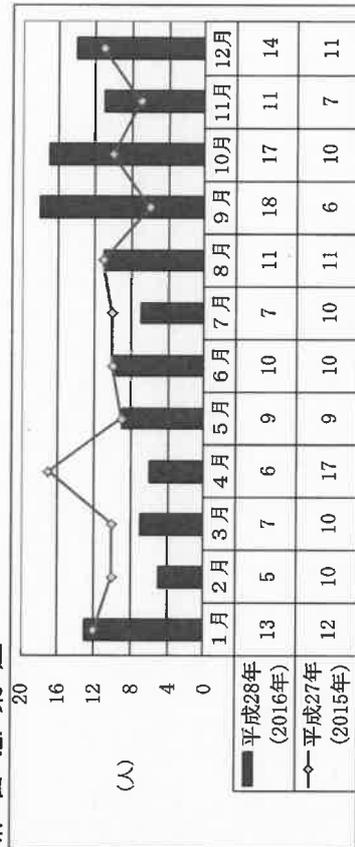
尖圭コンジローマ



性器ヘルペスウイルス感染症



淋菌感染症



平成 28 年感染症法改正の概要  
(特に感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について)

【堺市内のインフルエンザ指定提出機関及び病原体定点医療機関について】

1. 季節性インフルエンザの指定提出機関：小児科（2）、内科（1）

1-1) 患者定点からインフルエンザ指定提出機関を選定

- (小児科：2) ・堺市立総合医療センター（西区家原寺町）  
                  ・同仁会 みみはら高砂クリニック（堺区高砂町）
- (内科：1) ・たちばな内科クリニック（堺区緑ヶ丘南町）

1-2) インフルエンザの検体提出回数

期 間	検体提出回数
インフルエンザ流行期 (大阪府全体の患者定点あたりの患者発生数が1を超えた時点から1を下回るまでの間)	毎週少なくとも1回
非流行期	毎月少なくとも1回

2. 病原体定点医療機関と対象感染症（季節性インフルエンザを除く）について

小児科（4）

医療機関	対象感染症	検体提出
1. 近畿大学医学部堺病院 小児科 (南区原山台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RSウイルス感染症</li> <li>・咽頭結膜熱</li> <li>・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎</li> <li>・感染性胃腸炎</li> <li>・水痘</li> <li>・手足口病</li> <li>・伝染性紅斑</li> <li>・突発性発しん</li> <li>・百日咳</li> <li>・ヘルパンギーナ</li> <li>・流行性耳下腺炎</li> </ul>	毎月、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を提出
2. 同仁会 みみはら高砂クリニック (堺区高砂町)		
3. 地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター 小児科 (西区家原寺町)		
4. 社会医療法人生長会 ベルランド総合病院 小児科 (中区東山)		

眼科（1）

医療機関	対象感染症	検体提出
1. 地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター 眼科 (西区家原寺町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性出血性結膜炎</li> <li>・流行性角結膜炎</li> </ul>	必要に応じて

基幹（2）

医療機関	対象感染症	検体提出
1. 地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター （西区家原寺町）  2. 社会医療法人生長会 ベルランド総合病院 （中区東山）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるもの）</li> <li>・ 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く）</li> <li>・ 無菌性髄膜炎</li> </ul>	必要に応じて

- 性感染症の病原体定点医療機関に関する規定はありません。

堺市感染症発生動向調査指定届出機関

平成29年7月末現在

	医療機関名	電話番号	郵便番号	所在地	定 点	疑似症定点
内科	森クリニック	0723-63-2662	587-0001	美原区大保16-1	○	○
	白島内科	072-265-5501	593-8326	西区鳳西町3-3-9	○	○
	やまさき内科・胃腸科クリニック	072-267-6776	593-8327	西区鳳中町2-31-6 アカイビル1F	○	○
	中野医院	072-296-5726	590-0111	南区三原台3-39-20	○	○
	田中内科	072-278-2352	599-8272	中区深井中町1989-1	○	○
	大阪労災病院	072-252-3561	591-8025	北区長曾根町1179-3	○	○
	秀峰会 岡原診療所	072-286-6110	599-8112	東区日置荘原寺町43-1	○	○
	藤田医院	072-251-4110	591-8011	北区南花田町302-14	○	○
	(地独)堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	072-272-1199	593-8304	西区家原寺町1-1-1	○	○
	たちばな内科クリニック	072-244-8800	590-0804	堺区緑ヶ丘南町3-2-18	○	○
	いしだクリニック	072-222-2269	590-0957	堺区中之町西3-1-15	△	○
	三重野医院	072-232-4928	590-0012	堺区浅香山町2-3-17	△	○
	養田医院	072-232-4967	590-0959	堺区大町西1-2-24	△	○
	小林内科医院	072-252-6200	591-8023	北区中百舌鳥町6-867	△	○
	(医)西山会 西山医院	072-259-7511	591-8023	北区中百舌鳥町6-998-3-6-101	△	○
	山戸クリニック	072-258-1520	591-8036	北区中百舌鳥本町1-7-2	△	○
	小林内科医院	072-296-2010	590-0143	南区新松尾台4-15-7	△	○
	(医)宏済会 三木内科	072-291-2257	590-0116	南区若松台2-2-8	△	○
	中尾内科クリニック	072-279-6250	599-8235	中区深井東町2648-16	△	○
	片上医院	072-237-6101	598-8232	中区新家町13-11	△	○
	村田医院	072-237-0256	599-8242	中区陶器北655-1	△	○
	武田眼科	072-285-0806	599-8114	東区日置荘西町1-47-17	△	○
	(医)薫風会 西川クリニック	072-239-1141	599-8122	東区丈六160-1	△	○
	(医)藤森クリニック	072-286-5088	599-8114	東区日置荘西町6-7-1	△	○
	(医)岡原クリニック	072-267-6789	593-8322	西区津久野町3-27-50	△	○
	(医)面川外科胃腸科	072-271-1801	593-8307	西区平岡町280-2	△	○
(医)高田外科	072-266-0222	592-8342	西区浜寺船尾町西4-496	△	○	
小児科	樋上小児科	072-273-7100	593-8324	西区鳳東町2-164-5	○	○
	木寺クリニック	072-272-1313	593-8312	西区草部1349-3	○	○
	明和会 八木医院	072-293-6223	590-0117	南区高倉台3-3-2	○	○
	藤沢小児科	072-297-1100	590-0137	南区城山台3-3-4	○	○
	医真会 あかざわ小児科	072-297-7771	590-0134	南区御池台3-2-4	○	○
	近畿大学医学部堺病院	072-299-1120	590-0132	南区原山台2-7-1	○	○
	平山こどもクリニック	072-230-0143	590-0103	南区深阪南112-2	○	○
	将正会 山口こどもクリニック	072-295-7270	590-0138	南区鴨谷台2-1-5 サンピア2番館2階	○	○
	かなざきこどもクリニック	072-289-3100	599-8234	中区土塔町3327	○	○
	ベルランド総合病院小児科	072-234-2001	599-8247	中区東山500-3	○	○
	一隅会 川上クリニック	072-250-6211	591-8002	北区北花田町4-99-15	○	○
	大阪労災病院小児科	072-252-3561	591-8025	北区長曾根町1179-3	○	○
	小林小児科医院	072-252-2149	591-8023	北区中百舌鳥町6-861	○	○
	にしがき小児科クリニック	072-250-5512	599-8107	東区白鷺町1-2-6	○	○
	同仁会 みみはらファミリークリニック	072-252-1507	591-8004	北区蔵前町1204-1	○	○
	(医)たけなかキッズクリニック	072-240-0080	591-8025	堺市北区長曾根町1467-1 メディカルエイトワンビル2F	○	○
	(地独)堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	072-272-1199	593-8304	西区家原寺町1-1-1	○	○
	石村小児科医院	072-258-4752	590-0025	堺区向陵東町2-2-11	○	○
	同仁会 みみはら高砂クリニック	072-241-4990	590-0820	堺区高砂町4-109-2	○	○

	もじ子どもクリニック	072-240-5155	591-0825	堺市北区長曾根町3069-6 新金岡ビル		○
眼科	当麻眼科医院	072-258-1352	591-8022	北区金岡町893	○	
	武田眼科	072-285-0806	599-8114	東区日置荘西町1-47-17	○	
	(地独) 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	072-272-1199	593-8304	西区家原寺町1-1-1	○	
	米寿会 米本眼科	072-224-2282	590-0011	堺区香ヶ丘町1-3-5	○	
	山田眼科医院	072-246-8866	591-8037	北区百舌鳥赤畑町4-254	○	
STD	石橋レディースクリニック	072-279-1152	599-8236	中区深井沢町3301 第2安田ビル	○	
	(医) 大貴会ほり泌尿器科クリニック	072-253-7890	591-8023	北区中百舌鳥町2-39 クリスタルなかもず502	○	
	児玉泌尿器科	072-222-1717	590-0028	堺区三国ヶ丘御幸通8 三国ヶ丘ビル4F	○	
	淵レディースクリニック	072-233-8728	590-0021	堺区北三国ヶ丘町8-815 Diekabine2F	○	
	大槻レディースクリニック	072-290-6000	590-0115	南区茶山台1-2-4 パンジョ西館3階	○	
	医療法人浩英会 もりもと泌尿器科クリニック	072-268-2000	590-0138	堺市南区鴨谷台2-1-3 光明池アクト2階	○	
今井医院	072-257-1682	591-8037	堺市北区百舌鳥赤畑町4-343-5	○		
基幹	ベルランド総合病院	072-234-2001	599-8247	中区東山4500-3	○	
	同病院 内科					○
	(地独) 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	072-272-1199	593-8304	西区家原寺町1-1-1	○	○

## 百日咳に係る届出基準等の改正について(案)

平成29年6月19日

厚生労働省健康局結核感染症課

### ○ 現状

- ・ 感染症法※に基づく5類感染症  
(定点把握疾患(小児科定点(全国約3,000カ所))  
※ 感染症法第14条第2項、感染症法施行規則第6条第1項
- ・ 臨床診断により、週単位で、年齢別・性別の患者数を届出。

### 感染症発生動向調査における百日咳の発生状況(参考資料)

- ・ 過去30年で約10分の1に減少
- ・ 15歳以上の割合が増加

#### (主な課題)

- 重症化しやすいワクチン未接種の乳児の感染源となりうる成人を含む百日咳患者の発生動向が正確に把握出来ていない。
- 現行の届出基準は臨床診断によるもので、症状が類似する他疾患を含む可能性があり、報告の特異度が高くない。
- 思春期・成人層での集団感染の報告が散見されるが、現行制度では適時に把握出来ず、対応に遅延が生じる可能性がある。
- 症例の詳細(予防接種歴、重症度、転帰等)が把握出来ない。

### ○ 改正案

- 感染症法※に基づく5類感染症(全数把握疾患)とする。
- また、別添の届出基準(案)及び届出票(案)を定める。
- ※ 感染症法第12条第1項、感染症法施行規則第4条第3項

### ○ 今後の予定

- 平成29年夏 改正案に係るパブリックコメントの実施
- 平成29年秋 感染症法施行規則等の改正
- 平成30年1月 施行

## 百日咳の感染症法に基づく医師の届出基準(案)

### (1) 定義

発生动向調査においては *Bordetella pertussis* によって起こる急性の気道感染症である。

### (2) 臨床的特徴

潜伏期は通常5～10日(最大3週間程度)であり、かぜ様症状で始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。乳児(特に新生児や乳児早期)ではまれに咳が先行しない場合がある。

典型的な臨床像は顔を真っ赤にしてコンコンと激しく発作性に咳込み(スタッカート)、最後にヒューと音を立てて息を吸う発作(ウープ)となる。嘔吐や無呼吸発作(チアノーゼの有無は問わない)を伴うことがある。血液所見としては白血球数増多が認められることがある。乳児(特に新生児や乳児早期)では重症になり、肺炎、脳症を合併し、時に致死的となることがある。

ワクチン既接種の小児や成人では典型的な症状がみられず、持続する咳が所見としてみられることも多い。

### (3) 届出基準

#### ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を、7日以内に行わなければならない。ただし、検査確定例と接触があり、(2)の臨床的特徴を有する者については、必ずしも検査所見を必要としない。

#### イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を、7日以内に行わなければならない。

### (4) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
抗体の検出 (ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)	血清

※ PCR法はLAMP法などを含む。

百日咳発生届(案)

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 （署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称 \_\_\_\_\_

上記病院・診療所の所在地（※） \_\_\_\_\_

電話番号（※） \_\_\_\_\_

（※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の類型
・患者（確定例） ・感染症死亡者の死体

2 性別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男・女	歳（ か月）

病 型		1 2 感染原因・感染経路・感染地域
4 症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続する咳 ・夜間の咳き込み ・呼吸苦</li> <li>・スタックート ・ウープ ・嘔吐</li> <li>・無呼吸発作 ・チアノーゼ ・白血球数増多</li> <li>・肺炎 ・痙攣 ・脳症（急性脳炎の届出もお願いします）</li> <li>・その他（ ）</li> </ul>	①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） 1 家族内感染 ・母親 ・父親 ・同胞 ・祖父母 ・その他（ ） ・不明 2 流行の有無 ・幼稚園 ・学校 ・職場 ・その他（ ） ・不明
5 診断方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分離・同定による病原体の検出                              検体：鼻腔スワブ・咽頭ぬぐい液・喀痰                              その他（ ）</li> <li>検体採取日（ 月 日）結果（ 陽性・陰性）</li> <li>・検体からの病原体遺伝子の検出                              検体：鼻腔スワブ・咽頭ぬぐい液・喀痰                              その他（ ）</li> <li>検体採取日（ 月 日）結果（ 陽性・陰性）</li> <li>検査方法：PCR法・LAMP法</li> <li>・抗体の検出                              抗体の種類：抗PT IgG ・ その他（ ）</li> <li>結果：単一血清で抗体価の高値                              結果（ ） 検体採取日（ 月 日）</li> <li>ペア血清で抗体価の有意上昇</li> <li>検体採取日（1回目 月 日 2回目 月 日）</li> <li>抗体価（1回目 2回目）</li> <li>検査方法：EIA・その他（ ）</li> <li>・その他の検査方法（ ）</li> <li>検体（ ）</li> <li>検体採取日（ 月 日）</li> <li>結果（ ）</li> <li>・臨床決定：検査確定例（ID: ）との接触</li> </ul>	②感染地域（ 確定・推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ） ③百日せき含有ワクチン接種歴 1 回目 有（ か月）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） 2 回目 有（ か月）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） 3 回目 有（ か月）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） 追加接種 有（ 歳）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） その他：海外で成人用百日せき含有ワクチン（Tdap）の接種歴がある場合 接種年月日（H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明）
6 初診年月日	平成 年 月 日	
7 診断（検案（※））年月日	平成 年 月 日	
8 入院（なし）（あり）	平成 年 月 日	
9 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
10 発病年月日（*）	平成 年 月 日	
11 死亡年月日（※）	平成 年 月 日	

（1, 2, 4, 5, 11 欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6 から 10 欄は年齢、年月日を記入すること。

（※）欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

（\*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4, 5 欄は、該当するものすべてを記載すること。）

## 風しんの排除認定に向けた取り組み

平成 29 年 6 月 19 日

厚生労働省健康局結核感染症課

## 1. 背景

- 2020 年までに風しんの排除状態を達成することを目標としている。
- 排除状態とするためには、以下を確認し、WHO に報告する必要がある。
  - ・全ての発生事例について疫学調査を行い、輸入症例であること
  - ・8 割以上遺伝子検査を行い、海外において流行している遺伝子型であること
- 排除状態が 3 年間継続されれば排除認定される。

## 2. 発生状況

○風しんの発生報告数は、近年急激に減少し、平成 27、28 年度においては百件台となっており、疫学調査や遺伝子検査の実施が物理的に可能な件数となった。

【発生報告数】※平成 29 年 6 月 7 日時点

年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年※
風しん	87	378	2,386	14,344	319	163	125	44
麻疹	447	439	283	229	462	35	159	164

出典：感染症発生動向調査

## 3. 課題

- 疫学調査については、指針において、「集団発生時に実施」となっていることから、平成 28 年度は集団発生がなかったことから、1 例も実施されていない。
- 遺伝子検査については、指針において「可能な限り実施」となっていることから、平成 28 年度は実施割合が 1 割に止まっている。
- 届出が「7 日以内に報告」となっていることから、仮に 7 日後に届出された場合に、遺伝子検査の時期を逸し、さらに疫学調査の開始が遅れて疫学リンクが追えなくなる恐れがある。

## 【現在の対応状況】

	風しん	麻疹
積極的疫学調査	<b>集団発生時に実施【指針】</b>	<b>1 例発生したら実施【指針】</b>
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出【法 12① ii、則 4④】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・5 類感染症 全数把握疾患</li> <li>・<b>7 日以内に報告【則 4④】</b></li> </ul> </li> <li>・患者の年齢、性別等【則 4⑥】</li> <li>○遺伝子検査【指針】 可能な限り実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出【法 12① i、則 4③】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・5 類感染症 全数把握疾患</li> <li>・<b>直ちに報告</b>（平成 27 年 5 月 21 日から）</li> <li>・患者の氏名、年齢、性別、<b>職業、住所等【則 4①】</b></li> </ul> </li> <li>○遺伝子検査【指針】 原則として全例実施</li> </ul>

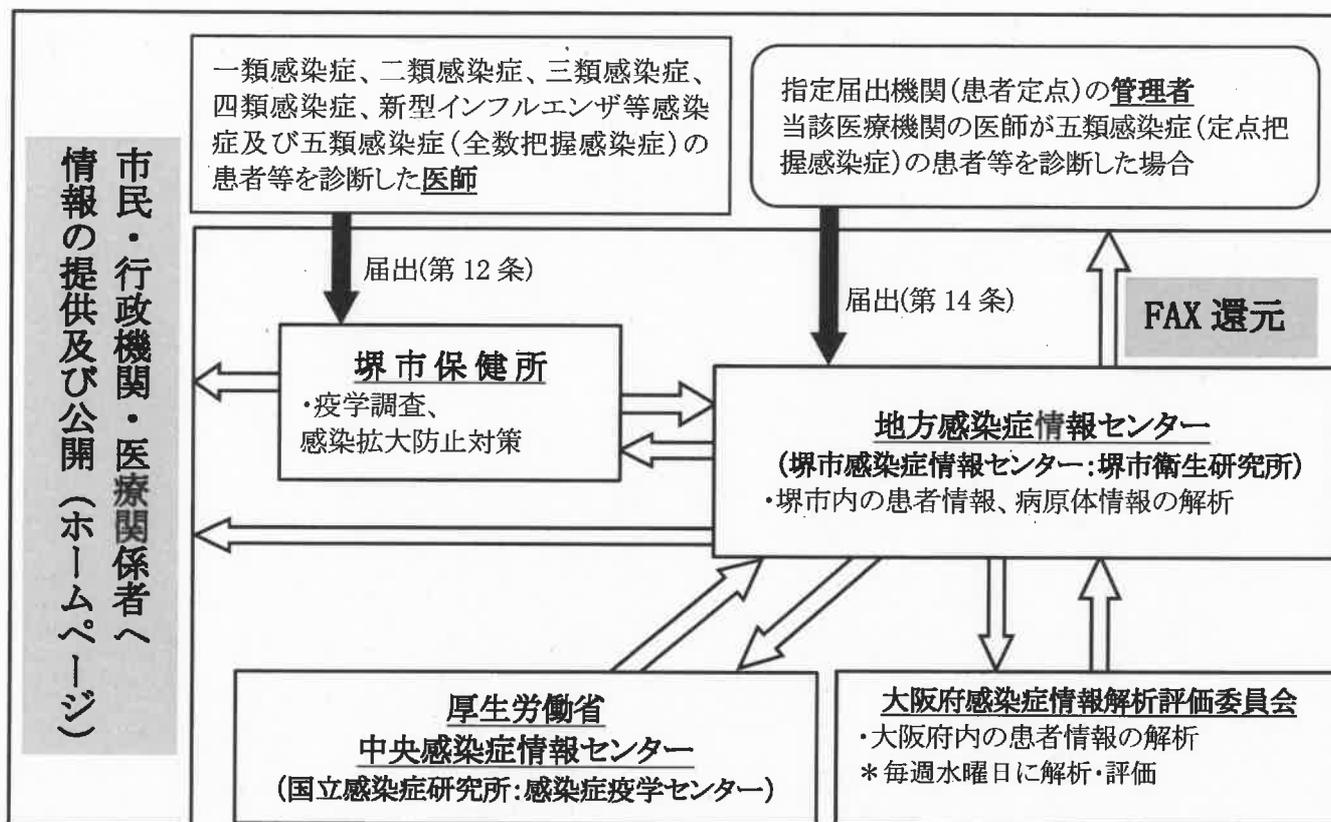
## 4. 対応案

- 省令、指針を改正し、麻疹と同じ位置づけとする。
- ※ 風しんの排除の確認は、麻疹排除認定会議において検討することとする。

平成 29 年 8 月 1 日

## 堺市感染症情報の還元について

## 感染症発生動向調査の流れ



## 堺市感染症発生動向調査

ホームページでは得られた情報を各区ごとに解析評価し、公開。

[http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/hokencenter/eiken/id\\_db/eiken.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/hokencenter/eiken/id_db/eiken.html)

2017年7月27日

## 感染症発生動向調査情報の送付について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、感染症発生動向調査事業に格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2017年第29週（7月17日～7月23日）分の報告を送付いたします。

今後とも、より一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

堺市感染症情報センター（堺市衛生研究所内）

担当：杉本、木村、沼田

TEL：072-238-1848 FAX：072-227-9991

Email：eiken@city.sakai.lg.jp

●次回の調査は：

2017年7月31日（月曜日）の第30週（2017年7月24日～2017年7月30日）です。よろしくお願い致します。

●参考リンク先：

ホームページにトピックスが掲載されています。

大阪府感染症情報センター

<http://www.iph.pref.osaka.jp/infection/>

国立感染症研究所 感染症疫学センター

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

### （参考）堺市衛生研究所における病原体検出・分離状況

第29週（7月17日～7月23日検出分）：

採取日	検査結果	性別	年齢	月齢	臨床診断名（疑いを含む）
6月20日	エコーウイルス6型	女	6	3	無菌性髄膜炎

# 大阪府感染症発生動向調査週報 (速報)

2017 (平成 29) 年 第 29 週 (7 月 17 日～7 月 23 日)

## 今週のコメント

～ 手足口病 ～ 警報レベル超え続く。手洗いの励行と排泄物の適切な処理を

### 定点把握感染症

#### 「夏型感染症 ピーク越えか」

第 29 週は前週比 18.1%減の 4,524 例の報告があった。報告の第 1 位は手足口病で以下、感染性胃腸炎、ヘルパンギーナ、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、RS ウイルス感染症の順で、上位 5 疾患の定点あたり報告数はそれぞれ 11.9、3.9、1.9、1.9、1.0 である。

手足口病は前週比 17%減の 2,378 例となり、南河内 18.6、大阪市西部 15.3、大阪市北部 15.0、北河内 13.6 であった。

感染性胃腸炎は 27%減の 778 例で、中河内 8.3、北河内 5.0、南河内 4.8 の順である。

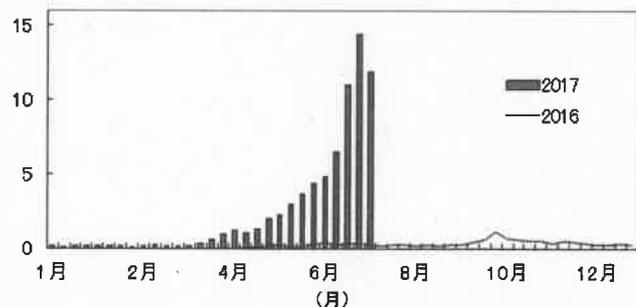
ヘルパンギーナは 20%減の 386 例で、大阪市西部 4.2、北河内 3.2、大阪市北部 3.1 であった。

A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎は 23%減の 370 例で、南河内 2.8、中河内 2.5、豊能 2.2、三島 2.1 である。

RS ウイルス感染症は 35%増の 190 例で、大阪市北部 2.0、北河内 1.9、大阪市西部 1.4 であった。

手足口病

(定点あたりの報告数)



ヘルパンギーナ

(定点あたりの報告数)

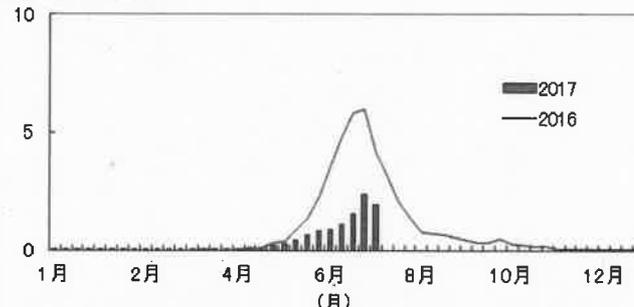


表 1. 大阪府小児科定点把握感染症の動向 (2017 (平成 29) 年 第 29 週 7 月 17 日～7 月 23 日)

第 29 週 の順位	第 28 週 の順位	感染症	2017 年 第 29 週の 定点あたり 報告数	前週比 増減	2016 年 第 29 週の 定点あたり 報告数	2017 年 第 29 週の 年齢別 患者発生数 最大割合値
1	1	手足口病	11.9	17%減	0.3	1 歳_28%
2	2	感染性胃腸炎	3.9	27%減	3.7	1 歳_19%
3	3	ヘルパンギーナ	1.9	20%減	4.1	1 歳_27%
4	4	A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1.9	23%減	1.7	3 歳_15%
5	5	RS ウイルス感染症	1.0	35%増	0.4	1 歳_33%

## 第 29 週のコメント

～ デング熱 ～ 海外に渡航される方は、蚊に刺されないように、服装に注意し、虫よけ剤を使うなどしましょう

### 全数把握感染症

#### デング熱

デング熱は、ネッタイシマカなどの蚊によって媒介されるデングウイルスの感染症である。比較的軽症型のデング熱と、重症型のデング出血熱がある。熱帯・亜熱帯地域、特に東南アジア、南アジア、中南米、カリブ海諸国、アフリカで見られ、全世界で年間約 1 億人がデング熱を発症する。海外渡航で感染し国内で発症する例（輸入症例）が増加しつつあり、2014 年の夏季には輸入症例により持ち込まれたと考えられるウイルスにより、150 例以上の国内流行が発生した。感染すると、3～7 日程度の潜伏期間の後、38～40℃の急激な発熱を発症し、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛が出現する。2～7 日で解熱し、解熱とともに発疹が現れることがある。

感染症疫学センターはこちらへ(外部リンク)

感染症の話(国立感染症研究所)

(週別報告数)

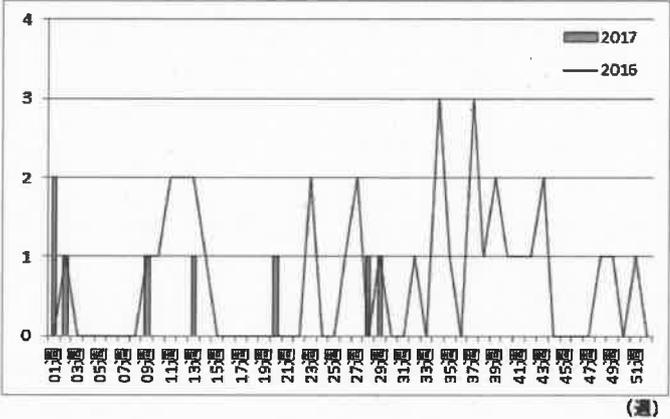


表 2. 大阪府全数報告数 (2017(平成 29)年 第 29 週 7 月 17 日～7 月 23 日)

\* ) 注意 : この週報は速報性を重視しておりますので、今後の調査に応じて若干の変更が生じることがあります

1 類感染症	報告はありません
2 類感染症 (結核は除く)	報告はありません
3 類感染症	コレラ 1 名 (北河内ブロック 1 名、府内累積報告数 1 名) 腸管出血性大腸菌感染症 2 名 (大阪市 2 名、府内累積報告数 58 名)
4 類感染症	デング熱 1 名 (大阪市 1 名、府内累積報告数 8 名) レジオネラ症 2 名 (南河内ブロック 1 名、泉州ブロック 1 名、府内累積報告数 37 名)
5 類感染症 (麻しん、風しんは除く)	アメーバ赤痢 1 名 (北河内ブロック 1 名、府内累積報告数 71 名) ウイルス性肝炎 1 名 (豊能ブロック 1 名、府内累積報告数 11 名) 後天性免疫不全症候群 1 名 (大阪市 1 名、府内累積報告数 100 名) 侵襲性肺炎球菌感染症 1 名 (大阪市 1 名、府内累積報告数 164 名) 梅毒 5 名 (大阪市 5 名、府内累積報告数 392 名)
結核 (2017 年 5 月分)	結核 新登録患者数:180 名 (内 肺・喀痰塗抹陽性 82 名) (府内累積報告数 773 名、内 肺・喀痰塗抹陽性 316 名)
麻しん、風しん	報告はありません

(2017 年 7 月 25 日 集計分)

(大阪府感染症情報センター週報より引用)

## 2017年 第29週(平成29年7月17日から平成29年7月23日) : 堺市

更新日 : 2017年7月27日

報告定点数 小児科定点 (19) インフルエンザ定点 (29) 眼科定点 (5) 基幹定点 (2)

### 今週のトピックス

#### 「夏型感染症 減少し、最盛期越えか」

第29週(2017年7月17日~7月23日)は前週比24.0%減の259例の報告があった。報告の第1位は手足口病で以下、感染性胃腸炎、ヘルパンギーナの順である。上位3疾患の小児科定点当たりの報告数はそれぞれ8.1、2.1、1.3であった。

手足口病(警報レベル開始基準値:5、注意報レベル基準値設定なし)は21%減の153例の報告で、中区14.5、南区10.5、西区6.3、北区5.8である。大阪府でも17%減の2,378例(定点当たり11.9)となった。堺市・大阪府ともに報告数は減少しているが、警報レベル開始基準値5を超えている。

感染性胃腸炎(警報レベル開始基準値:20、注意報レベル基準値設定なし)は9%減の39例の報告で、中区5.5、北区・堺区3.0、南区1.0である。

ヘルパンギーナ(警報レベル開始基準値:6、注意報レベル基準値設定なし)は41%減の24例の報告で、中区5.0、北区1.2、西区1.0である。代表的な夏型感染症(手足口病やヘルパンギーナ)は前週比減少したが、手足口病は依然警報レベルを超えている。今後の発生動向を注視し、手洗いの励行と排泄物の適正な処理、タオルを共用しないなどの感染予防対策に努めることが重要である。

表. 小児科定点把握感染症の動向(第29週、2017年7月17日~7月23日)

順位	感染症	定点当たり報告数	前週比増減	警報レベル開始基準値	注意報レベル基準値
1	手足口病	8.1	21%減	5	—
2	感染性胃腸炎	2.1	9%減	20	—
3	ヘルパンギーナ	1.3	41%減	6	—
4	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1.1	39%減	8	—
5	突発性発しん	0.4	100%増	—	—

[感染症発生情報 1類・2類・3類・4類・5類・指定\(全数把握分、堺市\)](#) [はこちら](#)

[2017年 大阪府内の感染症発生状況](#) [はこちら](#)

[大阪府感染症情報センター](#) [はこちら](#) [\(外部リンク\)](#)

[国立感染症研究所 感染症疫学センター](#) [はこちら](#) [\(外部リンク\)](#)

[感染症の話\(国立感染症研究所\)](#)

### 区役所別の「患者発生数」・「上位3疾患グラフ」・「定点あたりの患者発生状況グラフ」

#### 患者発生数

2017年 第29週(平成29年7月17日から平成29年7月23日)

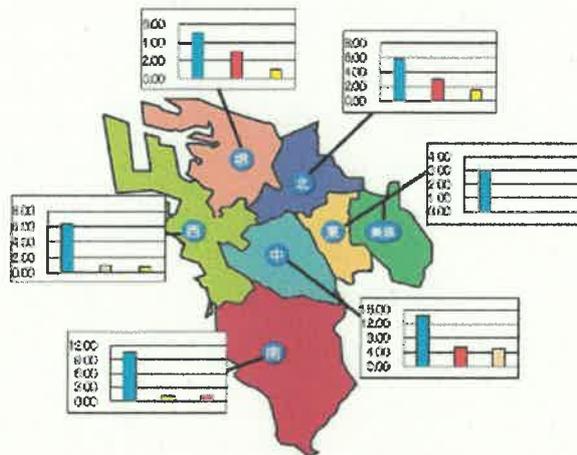
定点科別	疾患別	北区	堺区	東・美原区	西区	中区	南区	合計
小児科 内科	インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0
小児科	RSウイルス感染症	0	0	0	0	0	3	3
	咽頭結膜熱	1	0	0	0	0	2	3
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	7	2	0	2	1	8	20
	感染性胃腸炎	15	6	0	1	11	6	39
	水痘	0	0	0	0	0	1	1
	手足口病	29	10	3	19	29	63	153
	伝染性紅斑	0	0	0	0	0	0	0
	突発性発しん	4	0	0	2	1	1	8

	百日咳	0	0	0	0	0	0	0
	ヘルパンギーナ	6	1	0	3	10	4	24
	流行性耳下腺炎	0	1	0	0	3	0	4
眼科	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0
	流行性角結膜炎	0	2	2	0	0	0	4
	合計	62	22	5	27	55	88	259

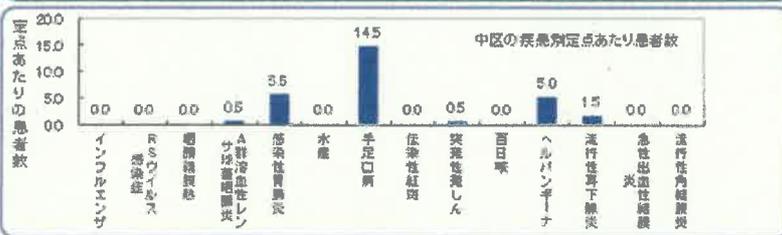
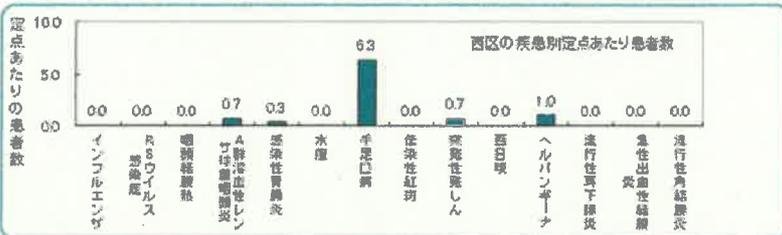
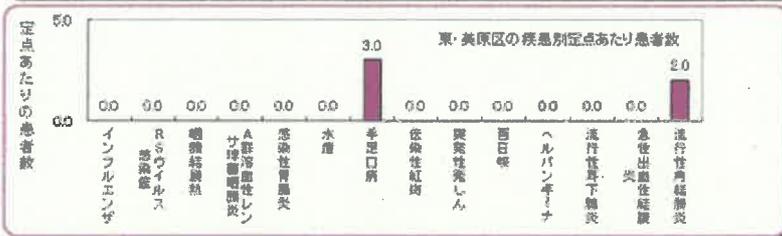
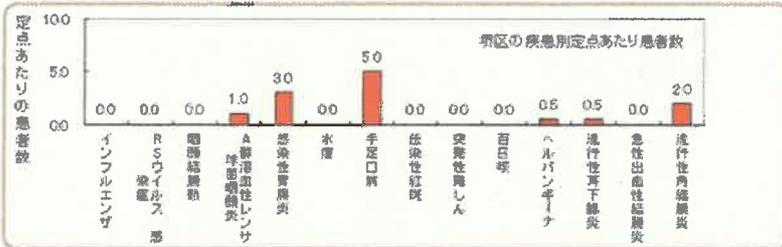
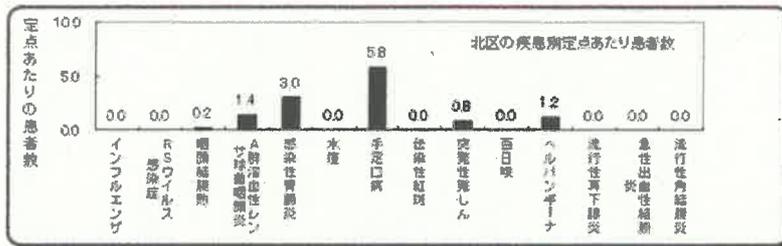
※合計はインフルエンザを除く小児科・眼科を加算した数値です。

「上位3疾患グラフ」 (グラフの数字は、定点あたりの患者数(患者数/協力医療機関数))

凡 例
 RSウイルス感染症
 咽頭結膜熱
 A群溶連菌咽頭炎
 感染性胃腸炎
 水痘
 手足口病
 伝染性紅斑
 突発性発疹
 百日咳
 ヘルパンギーナ
 流行性耳下腺炎



定点あたりの患者発生状況グラフ



このページの作成担当

健康福祉局 健康部 衛生研究所  
 電話：072-238-1848 ファックス：072-227-9991  
 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東3丁2-8

[このページの作成担当にメールを送る](#)

堺市役所 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 ▶ [市役所への行き方・庁舎案内](#)

電話：072-233-1101 (代表)

[サイトの使い方](#) | [リンク・著作権・免責事項](#) | [個人情報の保護](#) | [市政・ホームページへのご意見ご提案](#) | [ウェブアクセシビリティへの取り組み](#) |

## 堺市感染症発生動向調査事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の患者情報及び病原体に関する情報につき一元的かつ正確な収集及び分析を行い、その結果を市民に公開し、及び医療機関へ提供することにより、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第3章の規定に基づき、感染症発生動向調査等（以下「調査等」という。）の実施について必要な事項を定める。

## (対象となる感染症)

第2条 調査等の対象となる疾病は、別表に定めるとおりとする。

## (検査機関)

第3条 調査等の検査機関は、堺市衛生研究所（以下「研究所」という。）とする。

## (指定届出機関等の選定)

第4条 市長は、別表定点把握の部に定める感染症について、定点把握の手法による患者発生情報及び病原体の分離等の検査情報を収集するため、患者定点及び病原体定点として法第14条第2項に規定する指定届出機関及び法第14条の2第2項に規定する指定提出機関を一般社団法人大阪府医師会（以下「医師会」という。）その他関係機関の協力のもとにそれぞれ堺市内の医療機関の中から選定するものとする。

## (全数把握の対象疾病)

第5条 別表全数把握の部に定める疾病の患者等のうち全数把握により行う調査等の対象となる者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（平成18年健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「国基準」という。）により対象となる者とする。

## (全数把握の調査単位及び実施方法)

第6条 別表全数把握の部（5類感染症の項（第11号及び第21号を除く。）を除く。）に規定する感染症の患者を診察した医師は、国基準により、直ちに最寄りの保健所に届出を行うものとする。この場合において、当該医師は、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供等の依頼を受けたときは、当該検体又は病原体情報を提供し、検体又は病原体情報について保健所が行う1類・2類・3類・4類・5類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票（様式第1号。以下「検査票」という。）の作成に協力するよう努めるものとする。

2 保健所は、前項の届出を受けたときは、当該患者に係る次に掲げる項目について直ちに感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年健医発第458号厚生省保健医療局長通知）第4第2項の規定に基づく堺市感染症情報センター（以下「センター」という。）に報告するとともに、当該患者を診察した医師に対して必要に応じて病原体検査のための検

体及び病原体の情報を研究所へ提供するよう検査票を添付して依頼するものとする。

- (1) 生年月日
- (2) 病名
- (3) 診断方法
- (4) 症状
- (5) 発病年月日
- (6) 初診年月日
- (7) 診断（検案）年月日
- (8) 感染したと推定される年月日
- (9) 死亡年月日
- (10) 推定される感染症発生地域、感染原因及び感染経路

3 別表全数把握の部5類感染症の項（第11号及び第21号を除く。）に規定する感染症の患者を診察した医師は、国基準により7日以内に最寄りの保健所に届出を行うものとする。この場合において、当該医師は、保健所から当該患者の病原体検査のため、検体又は病原体情報の提供等の依頼を受けたときは、当該検体又は病原体情報を提供し、検体又は病原体情報について保健所が行う検査票の作成に協力するよう努めなければならない。

4 保健所長は、前項の届出を受けたときは、国基準により7日以内において可能な限り早い段階でセンターへ報告するものとする。この場合において、保健所は、全数把握の部5類感染症の項に定める疾病の患者を診察した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報を研究所へ提供するよう、検査票を添付して依頼するものとする。

（定点把握の対象患者等）

第7条 別表定点把握の部に定める疾病の患者で定点把握の対象となるものは、国基準により対象となる患者とする。

（定点の選定等）

第8条 市長は、病原体定点にて、病原体の分離等の検査情報を収集するため、法第14条第1項の規定による大阪府知事が患者定点として指定した医療機関のうちから選定するものとする

2 前項の規定により選定された医療機関は、当該病原体定点から得られた病原体情報について、原則として結果がまとまり次第、保健所長に報告するものとする。

（定点把握の期間）

第9条 患者情報のうち、定点把握の部5類感染症の項の調査の期間は、次の各号に掲げる疾病に応じて当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 別表定点把握の部5類感染症の項第1号から第14号まで、第19号、第20号、第22号及び第23号までに定める疾病 1週間（月曜日から日曜日まで）
- (2) 別表定点把握の部5類感染症の項に定める前号以外の疾病 1月

（患者定点）

第10条 患者定点として選定された医療機関（以下「選定医療機関」という。）は、保健所長に、速やかな情報提供を図る趣旨から、国基準により、調査単位期間に係る診療時に

において、患者発生状況の把握を行うものとする。

- 2 選定医療機関は、法第12条第1項及び第14条第2項に規定する届出について、小児科定点においては感染症発生動向調査(小児科定点)(様式第2号)により、インフルエンザ定点においては感染症発生動向調査(インフルエンザ定点)(様式第3号)により、眼科定点においては感染症発生動向調査(眼科定点)(様式第4号)により、性感染症定点においては感染症発生動向調査(S T D定点)(様式第5号)により、基幹定点等においては感染症発生動向調査(基幹定点)(様式第6号(甲)(乙)及び様式第7号)によりそれぞれ調査単位の患者発生状況等を記載するものとする。
- 3 選定医療機関は、患者情報について、調査単位が週の場合は翌週の月曜日に、月単位の場合は翌月の初日に、センターへ提供するものとする。この場合において、当該情報の提供の方法については、患者情報の円滑な収集の観点から、地域の特性に応じた適切な方法を採用することができるものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、別表定点把握の部疑似症の項に定める疾病に係る選定医療機関は、国基準により直ちに疑似症発生状況の把握を行うとともに、届出を行うものとする。

(病原体定点)

第11条 病原体定点として選定された医療機関(以下「病原体医療機関」という。)は、別に定める病原体検査指針により微生物学的検査のために検体を採取するものとする。

- 2 病原体医療機関は、病原体定点で採取された検体に感染症発生動向調査病原体検査依頼票(5類定点医療機関用)(様式第8号)を添えて、速やかに研究所に送付するものとする。
- 3 前項の検体の検査情報については、1か月を調査単位とする。ただし、別表定点把握の部5類感染症の項第12号の疾病に係る検査情報については、当該病原体定点当たりの報告数が1を超えるときは、1週間を調査単位とする。

(研究所の責務)

第12条 研究所長は、別表に定める感染症について検査票及び検体が送付された場合は、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診察した医師に通知するとともに、当該内容につき大阪府及びセンターに送付するものとする。

- 2 研究所長は、前項の規定による検査のうち、研究所が実施することが困難なものについては、必要に応じて他の地方衛生研究所又は国立感染症研究所に検査を依頼するものとする。
- 3 研究所長は、患者が1類感染症と診断されている場合、都道府県域を越えた集団発生があった場合その他緊急の場合にあっては、厚生労働省健康局からの依頼に基づき、検体を国立感染症研究所等に送付するものとする。

(感染症情報センターの責務)

第13条 センターは、市内のすべての患者情報、疑似症情報及び病原体情報(検査情報)を収集し、及び分析するとともに、その結果を週報(月単位の場合は、月報)等として公表される都道府県情報及び全国情報と併せて、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会、保健所等の関係機関に提供し、及び一般に公開するものとする。

2 センターは、前項の規定による情報の提供及び公開に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

堺市感染症発生動向調査委員会規則

平成 25 年 3 月 19 日

規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、堺市附属機関の設置等に関する条例（平成 25 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、堺市感染症発生動向調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員の構成)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項に規定する委員の委嘱又は任命は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。次項及び第 6 条第 1 項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第 6 条 会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）第 7 条各号に掲げる情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員、特別委員及び専門委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(守秘義務)

第8条 委員会の委員、特別委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第5条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、衛生研究所において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。